

件名「議案第71号 小平市印鑑条例の一部を改正する条例」賛成討論

「議案71号 小平市印鑑条例の一部を改正する条例」について政和会を代表して賛成の立場で討論いたします。本案は「行政手続きに置く特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の改正」に伴い、住民基本台帳カードを個人番号カードに改めるもので、また個人情報の適切な収集の観点から印鑑の登録事項から性別を削除するものです。

本案における賛成の理由は大きく二点です。

1点目は、本議案はいわゆる「マイナンバー制度」に関するもので、制度自体国が行う事務を地方自治体に委託するという法定受託事務になっていること。

2点目は、本議案が「マイナンバー制度」を運用する上で必要な条例改正であると考えからであります。

まず、1点目ですが、「マイナンバー制度」は法定受託事務として全国一律の基準で制度を運用するものであります。地方自治の役割として、本制度をきちんと運用をすることが求められています。

仮に小平市だけが「個人番号制度」の運用外となることは、市民生活に大きな影響を及ぼします。執行部として本制度を遂行するための条例改正は当然の事と考えます。

2点目については「マイナンバー制度」に関しての大きく3つのメリットを申し述べさせて頂き、条例改正の賛成理由とか代えさせて頂きます。

1つ目は、「行政の効率化」です。行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要する時間・労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄の削減が見込まれます。

2つ目は「国民の利便性の向上」です。添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスの案内を受け取ることが期待されます。

3つ目は「公平・公正な社会の実現」です。所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。この点に関しては、災害時に真に手を差し伸べるべき市民への積極的な支援に活用出来る可能性も申し述べておきます。

以上、マイナンバー制度の意義に関して改めて言及して参りましたが、最後に本議案に関する意見を申し述べさせて頂きます。委員会審査の中でも質疑がございましたが、まず、個人番号カードに関して利用登録をしなければ使えない事等、マイナンバー制度に関する市民への周知を十二分にすること。また、印鑑の登録事項から性別を削除する事に、審査中多くの委員から質疑がございました。ご答弁では、個人情報の保護に寄与する事になるとのことですが、改めて市民の個人情報保護の徹底について強く要望します。

以上の理由により、「議案第71号 小平市印鑑条例の一部を改正する条例」に賛成と致しますが、実施にあたっては、十分な周知と厳格な運用を行う事を重ねて要望し、本議案の討論とさせていただきます。